

司法試験第二次試験問題作成に当たり留意すべき事項について

平成17年1月20日司法試験考査委員会議申合せ事項

日本の点字においては、漢字を用いず、点字表記の単語のみでは同音異義語の区別ができないため、試験実施に当たっては、点字受験者からの漢字表記に関する質問については回答し、同音異義語が点字受験者に判別できるよう配慮がなされているが、問題作成においても、書かれている具体的な漢字を識別できない限り正解を導き出すことが困難な問題は、出題を避けるか若しくは記載されている漢字に注釈を付けた上で出題することが望ましい。